# プレリュード／社協問題研究会の問題意識

社協問題研究会は 2021 年 10 月 2 日に社協 OB・OG 並びに現職有志で立ち上げた。以降、何回かの研究を重ねその成果をまとめて出版することにした。この出版は、予め NPO 法人福祉サービス経営調査会から協力する旨の言葉を頂いていたこともあり、研究会会員は真剣な論議を重ねた。その論議に出てきた社協についての問題意識を以下に整理してみた。

**【地域福祉は社協の独占事業ではない】**

社協の主要な社会的任務は、社会福祉法第 109 条で市区町村社協について「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定し、その事業として、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④前三項に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業と規定した。この規定は、地域福祉に関する社協の独占的な立場を示したものではない。

（註）ここにいう区とは原則的には東京都の特別区を指す。

市区町村社協が法定化されたのは昭和 58（1983）年であった。昭和 26（1951）年に社会福祉事業法が制定され、その中で都道府県社協は規定されたが、市町村社協については規定されず、その規定が実現するのに実に 32 年の歳月を要した。この市区町村社協の法制化を実現するためには、全社協が指揮を執り、都道府県社協が中心となって市区町村の議会に対して請願運動を展開し、同時に全国的に署名運動も展開した。この署名には 740 万人余の協力を得ることができた。こうした全国的な運動がその背景にあったことを忘れてはならない。

この請願運動、署名活動の前段階で、全社協は社協創設 20 周年に当たって「市区町村社協活動強化要項」を発表している。その基本方針では、①福祉課題への取り組みを強化し**運動体社協への発展を図る**、②小地域の「住民福祉運

動」を基盤とする、③ボランティア活動センターとしての社協を確立する、の3つの方針を掲げた。

こうした運動を背景に市区町村社協の法定化が実現したものだから、全国の社協関係者は「錦の御旗」を得た感じになった。この法定化が地域福祉のための補助金を得る頑丈な梃(てこ)になると考えた（**これが第１のステージ**）。

社会保障審議会福祉部会（田中滋部会長）は平成27（2015）年2月12日、「社会福祉法人制度改革について」の報告書をまとめた。その総論Ⅰの中で（中略）「社会福祉法人は、地域における多様な福祉ニーズにきめ細かく対応し、既存の制度では対応できない人々を支援していくことを位置づける」ものとしている。

また、平成18（2006）年には公益法人改革が行われ、旧民法34条に基づく公益法人を準則主義により設立される一般社団・財団法人と公益性の認定を受ける公益社団・財団法人に区分し、後者について法人の目的・事業内容・組織・財務・財産等に関する公益認定を課することにより公益性の高い法人類型として位置づけている。

この改革においては、現代の日本社会が公益法人に求める公益性が具体的な姿として示されており、こうした公益性は、公益法人の一類型である社会福祉法人に対しても当然要請されるものである。とし、平成26（2014）年に閣議決定された規制改革実施計画は、こうした社会福祉事業や公益法人の在り方の変容を踏まえ他の経営主体とのイコールフィッティング等の観点から、社会福祉法人制度の改革を求めたものである。経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置づけの明確化と福祉サービスへの投下、社会貢献の義務化、行政による指導監督の強化など、社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底し、本来の役割を果たすことが求められているとしている（**これが第２のステージ**）。

厚労省は、令和3（2021）年5月、社会福祉連携法人の運営の在り方等に関する検討会のとりまとめを発表した。

その趣旨は、社会が複雑化・複合化する中で社会福祉法人は経営基盤の強化を図り地域の福祉ニーズに対応する必要があるとし、それにふさわしい体制を構築するため社会福祉連携推進法人を創設する。この連携法人は、地域共生社会の実現、地域ニーズに対応した新たな取り組みの創出、その担い手となる福祉・介護人材の確保・育成等を進める観点から地域福祉サービス事業者間の連携・協同を図るツールとする。この連携法人の施行は令和４（2022）年４月からとしている（**これが第３のステージ**）。

第１のステージを見る場合、当時の予算対策運動が背景にあった。毎年12月に入ると全社協の音頭で地域福祉・社協関係の予算対策運動が展開され、筆者もその運動に加わり国会議員まわりを行った。議員によれば、特に市区町村社協に関わる予算は法定化されていない団体には出しにくい、という認識は共通していたように思う。その時点での市区町村社協の法人化率は99.1%であった。その市区町村社協が法定化されたのだから先行き明るいと判断するのも無理はなかった。しかし、この法定化で社協が地域福祉でゆるぎない地歩を築く条件にはなり得なかった。地歩を築くか否かは活動如何によることを改めて認識させられた。

厚労省は、地域福祉について独自の見解を提示した。それが、第2、第３ステージである。独自の見解とは、地域福祉の核を住民どうしの共助活動ないしは互助事業に置き、さらに、社会福祉法人が地域福祉を担うのは義務であるとまで主張し、社会福祉法の改正でその主張を合法化した。しかも、その推進経費は社会福祉法人がひねり出すことが前提である。社協に地域福祉を担わすと補助金や委託費で行政の負担が増えるが、社会福祉法人の剰余金を充てるようにすれば行政負担は必要ない。このカラクリを平気で民間に押し付ける厚労省は、社会福祉行政を主体的に進める行政体ではなく、財務省の先鋒を務める行政体に変質してしまったのではないかと疑いたい。

この第１から第３のステージを概括して社協の存在意義が改めて問われてきているのではないかと社協問題研究会は危惧する。これが**問題意識の一つ目**である。

**【このままでは、社協の劣化はとめどなく進む】**

厚労省が財務省の先鋒を拝してその存在意義を保っているように、社協は行政の便利屋としての役割を果たすことで、地域住民からではなく行政から一定の評価を得て綿々とその役割を果たし続けている。これが社協問題研究会の**問題意識の二つ目**である。問題意識の二つ目を具体的に見ると次のような課題が出てくるのではないか。

**その一つは、社会問題（福祉問題）の調査である。**例えば兵庫県社協の６つの活動原則を見ると、その２番目に「住民ニーズ基本の原則」を掲げている。住民ニーズは地域福祉活動がスタートする拠りどころであるが、社会問題ないしは社会福祉問題に切り込んだ調査活動は見られない。調査活動は社協の基礎活動であるが、これが抜け落ちている。

**その二つは、住民ニーズに真正面から向き合うための活動または事業企画である。**この部分は地域福祉計画（行政計画）並びに地域福祉推進計画（社協の地域福祉計画）と絡んでくる。その部分を修正ないしは改善していく作業が必要であり、ここを怠ると計画は絵に描いた餅になってしまう。

**その三つは、住民の意識変革である。**地域福祉を住民が主体的に進めようとすれば、今まで客体の立場におかれて、誰かが提示する課題について賛成、反対、どちらでもない、の簡単な意思表示をするだけでよかったものを、住民自身が課題を整理しその解決の方向を考え、計画化し、役割分担を決め、どこから実行に移していくかを考えなくてはならない。客体から主体に変わるためには、自らの意識を変えなくてはならない。社協の専門員はそれを側面から援助する役割を担うのである。これが住民主体の活動スタイルなのだ。そして活動の推進は絶えず検証しながら進めることになる。まず、都道府県社協はこうした活動モデルを作りながら、その成果を波及的に広げることが求められる。

**その四つは、協議と連携である。**活動を推進するときに社協は関係者と協議し、問題意識の共有を図り、問題解決のために必要な連携を組まなければならない。ここが社協活動の真骨頂ではなかろうか。

**その五つは、専門技術のフル活用である。**コミュニティオーガニゼーション技術（コミュニティワーク技術）、ソーシャルアドミニストレーションの応

用、ソーシャルインクルージング理念の実践など様々である。社協専門員は必死になってこの援助技術論等を学び、活用方法を探り深める努力が求められる。これら援助技術の活用がないと、例えば、相談業務は単なる「相談」に終わってしまう。

**その六つは、社協の主体的条件の強化である。**社協活動の源泉は住民の主体的な活動にある。社協は住民に対して何かを働きかける際は、住民の理解と納得が条件となる。

「法が規定しているからそれに従って」住民は動かなければならない、というような権限を社協はまったく持っていない。住民が自主的に活動を起こすには、その活動の根拠が明確で、だからこの活動を起こす、といった納得が活動エネルギーの源泉であると考える。

そうした動きを側面から支援するには、支援する側が豊富な知識を有し、それを活用する教養を持ち、さらには、「この人の言うことならば」と住民を納得させる豊かな人格を備えていることが求められる。そのような主体的条件をどのように備え強めるかである。

**【社協ガバナンスの改革を】**

地域福祉を住民主体で進めるためには、その前に社協自身のガバナンスを改革しなければならないのではないか、これが**問題意識の三つ目**である。

社協の執行機関は理事会である。理事会を構成する理事数は、兵庫県内で見ると平均して10名から14名（『ひょうごの地域福祉の現況』／令和3年度版）で平均理事会開催数は5.7回と2か月に1回程度である。これで、業務執行が担えるのか、結局は理事会を実質的に形骸化させているのではないか。また、業務執行および財務管理の透明性を中心に、その適正化を調査点検する監事監査は適正に行われ、その結果を理事会・評議員会に詳細に報告されているのだろうか、これが研究委員会の共通した疑念である。そして、これら理事会・評議員会を運営する裏方である職員集団はどんな問題意識をもってその運営に当たっているのか問いたい。

このガバナンスを観るとき、行政との関係を外すことはできない。良好な

ガバナンスとは、その組織自体が物事を自律的に決する条件が前提である。この自律の壁を平気で壊すのが行政のゴリ押しである。行政は社協に補助金を出し事業委託をさせているのだから、社協は行政の言い分を聞くのが当たり前である、という認識、この前時代的な認識から抜け出すことができないのが行政の体質である。社協はこの行政の体質と厳しいせめぎあいを繰り返しながら自律的ガバナンスを進めなければならない。実にしんどい作業であるが、この作業を放棄すると社協は行政の植民地になってしまう。

**【社協と福祉ボランティアとの関係】**

現在、多くの社協がボランティアセンターを設置し、その活動の推進に力を入れている。しかし、社協が関わるボランティア活動が「災害救援」に特化される傾向にあるのではないか。もちろん自然災害の被害は多発しており、個々の被災住宅の復旧などは多くのボランティアの人海作戦で対処しないとどうにもならない現状にあることは論を待たない。

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災を契機に災害復旧に当たるボランティアを市町村も世間も期待するようになった。今後もこうした場面でボランティアが活躍することは継続されるであろう。

しかし、ここでチョット考えてみたい。福祉分野で活動するボランティアとは、について改めて検討してみたい。

三浦文夫氏は、全社協刊の『地域活動研究第6巻第2号』の誌上シンポジュームにおいて、「ボランティアは民主主義の基本的立場に立脚し、各人が主体性をもって自己及びまわりの『生活問題』に立ち向かい、この問題解決を図ることによって民主的社会の建設に寄与するということであり、いわばボランティア活動の原点に立ち戻り『新しい民主主義』の樹立に結びつかなければならないということである」と提起している。

また、兵庫県社協が昭和50（1975）年初頭に発表した「兵庫県ボランティア憲章（試案）」の前文を紹介したい。

社会福祉の充実強化は、兵庫県民一人ひとりにとって暮らしの保障にかかわ

る切実な願いであり、我々は心を尽くし力を合わせて、その実現に向かって常に邁進しなければならない。また、誰もが生きる幸せを享受することのできる福祉社会、明るく住みよい地域社会を築くためには、社会福祉のための施策が充実されるとともに、広く県民のすべてがボランティアであるという自覚と誇りをもって、それを促し前進させる担い手となることが何よりも大切であると信じる。しかも、このようなボランティア精神の具体的な発露である社会福祉のためのボランティア活動が、すでに県下各地で幅広く展開されていることは、実に大きな力であり励ましである。そこで、社会福祉の一層の進展を切望し、そのために、ボランティア活動の輪がさらに大きく広がり、かつ、ボランティア活動が正しく発展することにより社会福祉の民主的基盤が確立されることを願って、われわれはここに「兵庫県ボランティア憲章（試案）」を提唱する。平和を愛し、民主的精神に基づき人間としての基本的人権が尊重されなければならないという理念のもとで、この憲章が兵庫県下の多くの人々にいつくしまれ、その内容がボランティア活動の実践の中から深められてゆくことを、心から要請する。

と宣言し、以下に本文と綱領により構成されている。この憲章が試案のままで世に出すことになったのは、時の坂井時忠兵庫県知事がこの憲章を認めなかったことによる。その理由は革新的すぎると判断したのではないかと推測する。しかし、兵庫県社協はこの憲章を試案のままでボランティア育成の指針とした。

こう見てくると、社協が育成する福祉ボランティアは、被災者救援に絞り込まれるような活動を目標としたものではなかった、と言うことができよう。社協ボランティアはこれからどこに向かうのか、これが研究会の**問題意識の四つ目**である。

**【社協の職員集団は拱手傍観か】**

今の社協職員から使命意識が消えているのではないかという意見をよく聞く。本当にそうなのかこの研究会では論議した。

まず、社協の会長、常務理事、及び幹部職員に行政からの出向者、行政のOB・OGを受け入れ、その支配によって社協そのものが変質させられている状況に職員集団が抵抗している姿を目にすることはあまりない。

筆者が兵庫県社協に入局して6年目の年末、昭和39（1964）年12月に労

働組合を結成した。大阪府社協職員は労働組合をつくり活発に活動していたので、何回かその労組を訪ね指導を受けての結成であった。全職員が老いも若きも連判状に署名捺印し、不利益処分があれば全職員で対処することを確認していた。労組委員長は筆者が、書記長には野上文夫氏が就任しさっそく団体交渉を行った。交渉項目は正確な記憶に乏しいが、「職員処遇の透明化」「ボーナス査定の不明朗化を正す」「天下り人事の廃止」「労組活動に不当な干渉をしない」ことなどを掲げたと思う。その後この労組は日本社会事業職員組合に加盟し活動を活発化させた。

この労組の目標であった「天下り人事の廃止」は実現させた。会長人事は理事会の判断で、県からは常務理事１人の受け入れということで妥結し、その後この人事は続いたが、平成 13（2001）年ごろから県の圧力に抗しきれず徐々にこの体制維持は崩されていった。

さらに、労組活動では「社協の在り方」についての学習活動を活発化させた。この学習活動は、近畿府県の社協も巻き込んで地道に推進されていった。

今日、社協の職員集団は、団結し、住民組織や当事者組織などと連帯し、社協の自律性をなぜ高めようとしないのか、これが研究会の**問題意識の五つ目**である。

執筆者代表　塚口伍喜夫

引用文献

・塚口伍喜夫・坂下達男・小林良守監修『地域福祉への挑戦者たち』／ 2018 ／大学教育出版 P129 ～ 130

参考文献

・筑紫哲也・福岡政行編『これからの日本をどうする』／ 1998 ／日本経済新聞社
・塚口伍喜夫著『地域福祉の明日を拓く』／ 1998 ／兵庫県社会福祉協議会
・編集委員会編『地域福祉の歩み／兵庫県社協 30 年史』／ 1982 ／兵庫県社協
・編纂委員会編『全社協 90 年通史／慈善から福祉へ』／ 2003 ／全国社会福祉協議会
・西尾祐吾・塚口伍喜夫監修『歴史との対話／現代福祉の源流を探る』／ 2018 ／大学教育出版

社協転生

―社協は生まれ変われるのか―

---

# 目　次

プレリュード／社協問題研究会の問題意識 ……i
地域福祉は社協の独占事業ではない　i
このままでは、社協の劣化はとめどなく進む　iv
社協ガバナンスの改革を　v
社協と福祉ボランティアとの関係　vi
社協の職員集団は拱手傍観か　vii

序　章　今なぜ社協問題なのか …… 1
1. 社協存立の理念は何であるか　1
（1） 地域福祉とは何か　2
（2） 基本要項に見る地域福祉理念　7
（3） 社協にかかわる基礎研究とは何か　8
（4） 社協の基礎活動とは何か　11
（5） 社協の事業拡大に伴い、雇用形態が多様化した　15
2. 社協のガバナンスを検証する　15
（1） 改正の趣旨について　15
（2） 改正の内容について　16
（3） 社会福祉法人定款例の提示　21
（4） 社協は、この法改正にどう対処するか　22

第１章　社協と行政の関係、その現状と望ましいあり方 …… 24
はじめに　24
1. 社協を取り巻く環境変化　26
（1） 日本は貧しくなった？　日本経済の現況　26
（2） 少子高齢化、気候危機、SDGs の評価そして災害多発　28
（3） 新自由主義の社会福祉への影響と今日的問題点　32
（4） 新型コロナウイルス感染症パンデミック　34
2. 社協の現状とその存在意義　35
（1） 社協入職時の状況とその歩み　35

（2） 社協の今日的課題と存在意義　*41*
3. 社協と行政との関係性　*43*
（1） 社協は周辺からどのように評価されているのか　*43*
（2） 行政関係者は社協に何を求めているのか―社協の存在意義との関係で―　*46*
4. 社協と行政との望ましい関係をどう築くか　*49*
（1） 社協組織のスリム化と事業経営マネジメントの推進　*52*
（2） 理事会・評議員会の改革　*52*
（3） コミュニティワークのさらなる実践とコロナ禍後の地域づくりのために　*53*
（4） 職員育成と人事考課の推進　*54*
（5） 行政と連携した協議の場づくりのために　*55*
おわりに　*55*

第２章　社協組織と事務局のあり方 …… *58*
はじめに　*58*
1. 社協は今どのような状況の下にあるのか　*59*
（1） 地域福祉とは何か、そしてそれを推進する社協とは何か　*59*
（2） 地域福祉の政策化の流れとそれが意味するもの　*61*
2. 社協組織の課題　*66*
（1） 長年にわたって変わらぬ社協組織の課題　*66*
（2） 社協組織と事務局　*69*
3. 地域福祉政策化の時代の社協事務局組織のマネジメント　*72*
（1） 住民参加、住民主体を担保するための組織マネジメント　*72*
（2） 社協の多面性を活かす組織マネジメント　*76*
（3） 中間支援組織としての機能を高めるためのマネジメント　*78*
（4） 社協らしい介護サービス事業の展開とそれを可能にするマネジメント　*81*
（5） 行政とのパートナーシップ　*86*

まとめにかえて　89

第３章　社協人に知力がなぜ必要か …… 91

はじめに　91

1. 社協人の知力とは何か　94

（1） 社協人の知識とは　95

（2） 社協人の教養とは　96

2. 人徳（豊かな人格者）について考える　98

（1） 社協人の教養とは　99

（2） 生きるテーマをもつ　100

（3） 他者の痛みをわが痛みとする　101

3. 知識と教養を活用した一つの提案　104

（1） 忖度のし過ぎは正道を曲げる　104

（2） 頼りにならない「労組」に代わる代案　105

第４章　社協の基盤であるコミュニティワークを改めて考える ― 地域包括支援体制下での社協職員の専門的スキルとは ―　……　108

はじめに　108

1. 政策的に求められている「地域づくり支援」　109

（1） 地域の包括的な支援体制づくりと「地域づくり支援」　109

（2） システムだけでは「社会的孤立」は解決できない　110

（3） 3つの「地域づくり」の方向性　111

（4） 住民自治がない「地域づくり」支援は、「社会的孤立」を深める　112

2.「福祉のまちづくり」の内容を問い直す　113

（1） 福祉コミュニティはソーシャルサポートネットワークなのか　114

（2） コミュニティソーシャルワークは全社協定義の実践方法？　115

（3） 福祉コミュニティと住民自治　115

（4）「地域の福祉力」を高める ― 住民自治を基盤とする「福祉のまちづくり」―　117

3.「福祉のまちづくり」への基本技術：コミュニティオーガニゼーション 119
（1） 前提：対話と相関関係づくり 119
（2） 基軸となる方法論：コミュニティオーガニゼーション 120
（3） 当事者組織化活動 ― ボランティア・市民活動 ― 小地域福祉活動の「重ね合わせ」 122
（4） 地区福祉計画づくり支援 ― 住民による「まちづくり構想」に繋げる取り組み ― 124
（5） 地域福祉経営への支援 126
（6） ソーシャルアクション ― 地域福祉拡充への住民権利拡張運動への支援 ― 128
（7） ソーシャル・アドミニストレーション ― 市町村地域福祉計画に関わる視点として ― 130
4. コミュニティワークを阻害する社協の組織的課題 132
（1） 事務局の肥大化に伴う課題 132
（2） 課題を克服するために 134
おわりに 136

第５章　地域福祉計画との関連から社協のあり方を考える …… 141
1. 地域福祉計画の位置づけと変遷から 141
2. 改正社会福祉法の地域福祉計画内容と社協との関連性 145
（1） 改正社会福祉法の捉え方 145
（2） 地域福祉計画の変更内容と社協との関連 148
3. 地域福祉計画の策定状況の推移と地域福祉活動計画との関連性の現状 152
（1） 地域福祉計画の策定状況推移と社協との関連 152
（2） 地域福祉活動計画と発展・強化計画の策定状況の推移と市町村行政との関係 154
4. 地域福祉計画への社協の関わり方を考える 158

（1） 地域福祉計画策定への社協の関わり方の再確認　158
（2） 地域福祉実践の発展を期して　160

第６章　コロナ禍における特例貸付にみる社協のこれから …… 163
1. セーフティネット施策の一翼を担った貸付　163
（1） 未曽有の規模となった特例貸付　163
（2） 特例貸付の特徴と果たした役割 ― セーフティネット機能の一翼を担う貸付 ―　165
2. 特例貸付を通じてみえる今日的な生活・福祉課題　166
（1） 不安定就業層と経済的困窮　166
（2） 外国人住民の不安定な生活基盤　168
（3） 債務整理者と家計改善支援の必要性　169
（4） 背景にある社会的排除・孤立　170
3. 特例貸付を巡る社協のソーシャルアクション　171
（1） 露呈した公的施策の乏しさ　171
（2） 特例貸付を巡る社協のソーシャルアクション　173
（3） 取り組みからみえたこと、残された課題　177
4. 相談支援と地域福祉実践　178
（1） 地域福祉推進と生活福祉資金の関連性　178
（2） 相談支援偏重の陥穽　179
（3） 計画活動を軸とした地域全体のマネジメント推進　180
おわりに　181

第７章　社協牽制機能形骸化からの脱皮へ …… 183
はじめに　183
1. どこにもはびこる形骸化　184
（1） 一つの組織で働くことの落とし穴　184
（2） 形骸化を免れた人　185
2. 市民に見えない二つの機関　187

（1） 社協は会費を議会は税金どろぼう　187
（2） 地道で目立たない社協活動　188
（3） 不祥事で存在感（?）を示した地方議会　188
3. 自治力の低下 あなたまかせの住民自治　190
（1） 制度変化に取り残された地域団体　190
（2） 住民自治を維持した集落　191
（3） 町内会長（区長）の判断力に差　192
（4） 阪神淡路大震災で見えた自治力の差　192
（5） 事業バラマキの愚　193
4. 社会福祉協議会と行政の関係 ― 組織黎明期の基本はどこへ ―　195
（1） 今も残る“行政の下請け”社協の存在　196
（2）“社協にやらせる”という係長　196
（3） 社協人事に口出しする首長　198
5. 行革の論理は社協・議会ともそぐわない　198
（1） 低い会費に合わせた社協の合併協議　198
（2） 兵庫県下の社協合併　199
（3） 平成の大合併が社協にもたらしたもの ― 失われた人材 ―　199
（4） 住民と共に歩んだ地域福祉活動の崩壊 ― 旧竹野町社協 ―　200
（5） 共同募金、善意銀行の理解も進んだ　200
（6） 地域ニーズを取り込んだ独自の研究　201
6. 介護保険制度導入後の落とし穴　201
（1） 介護保険料高騰の背景　201
（2） 介護保険サービスからの撤退　202
（3） 漏救と濫救は永遠のテーマ　202
7. 監事監査の働きを見直す　203
（1） 監査報告のモデルとは何か　203
（2）「監査監事の形骸化」って何だった？　203
（3） 伏魔殿だった社協組織　204
（4） 双方向にある社協の広報・広聴活動　204

（5） 役員会機能の変化・活発化は法改正後　205

第８章　社協とボランティア …… 207

はじめに　207

1. ボランティアの概念の広がりと社協によるボランティア活動支援　209

（1） ボランティア活動とは　209

（2） 社会の変化によるボランティアの位置づけの変化　210

（3） 社協のボランティア活動支援　211

（4） ボランティア、住民主体のボランティア・市民活動センター運営　213

2. 災害対応と社協ボランティア活動センター　214

（1） 災害復旧・復興場面でのボランティアとボランティアセンターの果たすべき役割　215

（2） 災害ボランティアセンターの外部からの支援の受け入れが最優先課題か？　216

（3） 災害時と平常時をいかにつなぐか　217

3. 新たな社協ボランティア・市民活動センターの提案　219

（1） 今日の市区町村社協ボランティア・市民活動センターが目指すもの　219

（2） ボランティア・市民活動センターの実態に照らした今後のあり方　220

まとめにかえて　222

編集後記 …… 223

出版追記 …… 226

執筆者紹介 …… 227